

仙台市集団移転跡地利活用に係る事業者募集 応募要領(第4次募集)に関する質問・回答

仙台市都市整備局復興まちづくり課

掲載ページ	質問事項	回答
<p>応募要領 P8 第2. 2. (4) (道路・ライフライン等)</p>	<p>農地利用の為、給水設備が必要です。可能ですか。</p>	<p>応募要領8ページ 第2. 2. (4)道路・ライフライン等に記載のとおり、ブロックが面する道路にライフラインが埋設されていない場合があります。巻末資料P16-17 資料2を参照してください。</p> <p>なお、ライフラインが敷設されていない道路に水道管や下水道管を延長する必要がある場合は、選定された事業者の負担となります。また、使用数量が多く、既存水道管の口径が不足する場合、増径に係る費用については選定された事業者の負担となります。</p> <p>水道管や下水道管の埋設状況の詳細につきましては、水道局及び建設局に確認願います。</p>
<p>応募要領 P.9 第2. 3. (1) (借地料の減免)</p>	<p>例えば法人格はないが、町内会、子供会及びスポーツ団体等々と類似する団体がspclに構成員として参加した場合、事業体として借地料の減免100%の対象となり得るか。</p>	<p>本事業は、防災集団移転促進事業により買い取った土地のうち、七北田川以南の5地区について、被災者の想いをくみ取りながら有効活用を図るべく、平成27年度から具体的な検討を開始したものです。</p> <p>このようなことから、「借地料の減免」につきましては、被災した当該地区の町内会や子供会、地域のスポーツ少年団などの地域団体が非営利事業を行う場合を想定しており、ご質問の団体は該当いたしません。</p> <p>また、地域団体と認められる団体が、新たに組織される法人格を持った団体の構成員として参加したとしても、新たな団体が荒浜地区の地域団体とは認められない場合や、提案事業が地域団体の設立目的の範囲内と認められない場合は、借地料の減免の対象とはなりません。</p>
<p>応募要領 P.9 第2. 3. (2) (造成工事等の支援)</p>	<p>本来都市公園施設として宮城県内で整備が進められている施設を当該地で検討している。震災遺構、海岸公園、モニュメント、他のブロック農地利用者との連携を始め市民、県民、ひいては国内、海外の交流人口の増大に繋がる施設として想定している。仙台市の支援として、平坦な敷地造成のみならず、さらに大規模な建設支援、補助などの検討余地がおりか。</p> <p>一例として造成工事にて、良質土5000m3程度の堆積支援、緑化等に対する支援などは可能か。</p>	<p>提案された事業の内容にかかわらず、事業実施に向けた本市の支援工事は、応募要領P9【(2)造成工事等の支援】以外の支援工事は行いません。</p> <p>なお、第4次募集で決定した事業者が行う造成工事に、土質・受入時期等の条件が合えば、決定したブロックに他工事の建設発生土の受入れ(受入れ後の除礫や造成等の対応は行いません)が、可能な場合があります。</p>
<p>応募要領 P.13 第3. 2. (2) ア 提出書類 ②</p>	<p>応募時点、初期投資に関わる資金計画の確認書面が揃っている必要があるか。又は、具体的にどの時点までに上記書類を整備する必要があるか。</p>	<p>応募要領P13【ア 提出書類】に記載の書類は、全て、提出期間の3月8日から12日までの期間に提出が必要です。</p> <p>なお、応募要領P12【(2)事業提案書の提出】に記載のとおり、提出期間終了後に、必要書類に不備がある場合は失格となります。</p>
<p>応募要領 P.13 第3. 2. (2) ア 提出書類 ②</p>	<p>事業提案内容書(様式3)は書式がA3用紙となっています。A4サイズの内紙サイズではダメなのでしょうか。</p>	<p>A3サイズで提出願います。</p>
<p>応募要領 P.13 第3. 2. (2) ア 提出書類</p>	<p>提出書類の部数が記載されていますが、印刷書類が必要なのですか。メール添付ではダメなのでしょうか。</p>	<p>印刷した書類を提出願います。</p>